

安芸太田町会計年度任用職員募集案内（令和 7 年度採用分）
（戸河内放課後子ども教室・教育活動サポーター）

令和 7 年 8 月 27 日
安芸太田町

安芸太田町教育委員会 教育課

[住所]〒731-3501 安芸太田町大字加計 5908 番地 2

[電話]0826-22-1212

応募受付期間 令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 令和 8 年 2 月 20 日（金）

1 募集職種、勤務条件等

各種条件		内容
職種 採用予定者数 報酬額、勤務時間、 応募条件等	所管課	教育課
	職種名	教育活動サポーター
	形態	パートタイム
	募集人数	若干名
	業務内容	戸河内放課後子ども教室の運営
	勤務場所	戸河内小学校内
	勤務時間	戸河内小学校登校日 ※学校行事により変動します。 (通常下校) 15:30～18:00 2時間 30 分 (繰上下校) 15:00～18:00 3時間 00 分 (繰上下校) 12:45～18:00 5時間 15 分 土曜・長期休業等 (午前勤務) 8:30～13:00 4時間 30 分 (午後勤務) 13:00～18:00 5時間 ※利用児童全員が帰宅した場合、15 分単位で勤務が終了します。
	勤務日	シフトによる
	報酬	時間 1,178 円
	期末手当	無
全職種共通事項	任用期間	採用日から令和 8 年 3 月 31 日までの必要な期間
	各種手当	条件を満たす場合は、通勤手当等に相当する報酬が支給されます。 ※参考計算式 $(((\text{通勤距離km}-2\text{ km}) \times 700 \text{ 円} + 2,000 \text{ 円}) / 21 \text{ 日}) \times \text{出勤日数}$
	社会保険	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ加入します。
	服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。

2 応募資格

各職種応募条件を満たしている人でも、地方公務員法第 16 条の規定により次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・安芸太田町の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 申込受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 令和 8 年 2 月 20 日（金）

受付事務は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで行います。（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

4 申込方法

（1）申込用紙の請求

申込用紙は、安芸太田町ホームページからダウンロード。

また、安芸太田町教育委員会教育課でも配布します。

（2）提出書類・申込先

郵送または持参で申込をしてください。

提出書類 所定の選考申込書 1 部

選考申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

申 込 先 安芸太田町教育委員会教育課へ提出してください。

（3）注意事項

- ・申込書の記載事項に虚偽等があった場合、申込みが無効となる場合があります。
- ・申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ・申込書に添付する顔写真（裏面に氏名を記入してください。）は、申込日前 3 か月以内に撮影した、カラー、無帽、背景なしのものを貼付けしてください。

5 選考・採用

書類審査、必要に応じて面接等により教育課が選考します。

選考結果は、随時、お知らせする予定です。（任用された場合、正式な任用通知は勤務初日に交付します。）

6 備考

（1）申込みに関して収集した個人情報については、採用手続き以外には使用しません。

（2）申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（3）申込書へは記入漏れのないようご注意ください。申込書受理後の記載内容の変更等は原則認めません。

7 問合せ先

安芸太田町教育委員会 教育課 TEL0826-22-1212